

奈良県市町村会館研修室の利用条件緩和について

令和4年3月17日付、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の記載内容、並びに現在の感染状況等を踏まえ、当会館においても令和4年8月1日以降の使用について、利用者数の制限を解除いたします。

主催者様におかれましては、引き続き会議、研修等の開催時における必要な感染防止策を実施のうえご利用いただきますようお願いいたします。

① 飛沫の抑制の徹底

- ・マスクの着用（不織布マスクを推奨）
- ・大声を出さない

② 手洗い・手指消毒の徹底

- ・会場出入口等へのアルコール消毒液の設置
- ・当会館エレベーターホールに設置しているアルコール消毒液の利用・手洗いのアナウンス

③ 換気の徹底

- ・常時換気またはこまめな換気（1時間に2回以上、1回5分以上）

④ 来館者の密集回避の徹底

- ・入退館時の密集回避
- ・エレベーター内の密集回避

⑤ 出席者の把握、管理の徹底

- ・発熱や風邪の症状のある方は出席させないこと
- ・参加者の連絡先等名簿の管理（提出を求めた場合はご協力願います）